

消費者庁(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
												団体名
130	B	地方に対する規制緩和	その他	地方消費者行政交付金に係る事業開始期限及び活用期間の延長	地方消費者行政推進事業実施要領に定める地方消費者行政推進交付金の活用については、平成29年度末までの事業開始が要件となっていることや、各事業ともそれぞれ活用期間が定められている(事業メニュー7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)ことから、事業の開始期限及び活用期間の延長を求める。	【支障事例】 1 相談窓口に専門相談員が配置されていない自治体が平成28年3月現在で8町村あり、今後、相談機能体制の充実を図るべく相談員の配置を進めていく必要があるが、相談員となる人材が、特に地方では著しく不足していることから配置できない状況にあり、当該交付金事業の開始期限である平成29年度までに相談員配置が間に合わない公算が大きい。 単独による相談員配置が現状では困難として広域連携を模索する自治体もあるが、自治体相互間の調整等に時間を要しており、相談員配置の見込みはたっていない。 2 相談員配置が進まない理由として、自治体の財政事情による部分も少なくなく、財政力指数が0.1~0.2台と財源の乏しい、財政力の弱さも挙げられる。当該交付金事業の活用期間はメニュー毎に設定されているが、この活用期間終了後は一律にすべて相談員の人件費等を自主財源で賄わなければならない、このことが一部の自治体における相談員の常設等の動きを鈍くしている一因となっている。終期の設定により、消費者行政に係る経費の中長期的な見通しを立てることができず、相談員の配置といった持続的な体制を見据えた取組に慎重となっている姿勢が見られる。 また、既に相談員を設置している自治体にあっても、今後複雑、多様化する消費生活相談に対応していくためには相談員のレベルアップは欠かせず、最新情報の収集など定期的に知識を蓄えていく必要があるが、交付金活用期間終了後において、昨今の自治体の厳しい財政状況下にあつては自主財源の確保が容易ならざる状況も想定される。このため、相談員の専門性の維持・確保が困難となる等、質の低下を招き、相談窓口業務の後退につながるおそれがある。	【制度改正の必要性】 地方消費者行政推進事業実施要領に定める地方消費者行政推進交付金の活用は、事業の開始が平成29年度末までとされている(事業メニュー7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)が、事業の開始期限を延長することで、相談員未配置の自治体に対し当面の間、交付金の活用ができるという安心感を与え、腰を据えた相談員の確保にあたることができ、充実した消費生活相談窓口体制の構築に向けた取組が可能となる。 また、当該交付金の各事業とも活用期間が定められている(事業メニュー7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)が、交付金の活用期間の延長によって、相談員未配置の自治体においては消費者行政に係る経費につき、ある程度の見通しを得ることが可能となり、相談員の配置など持続的な体制を見据えた取組を進めることが期待できる。既に相談員を設置している自治体においても、相談員の確保や資質の維持・向上を図ることができ、消費生活相談窓口業務の安定性が保たれる。 制度改正により、「地方消費者行政強化作戦」の政策目標である相談体制の質の向上につながるものと考えられる。	地方消費者行政推進事業実施要領	消費者庁	熊本県	岩手県、宮城県、秋田県、湯沢市、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、新潟県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、福知山市、大坂府、茨城県、茨木市、門真市、兵庫県、三田市、兵庫県、宇和島市、東温市、高知県、福岡県、北九州市、久留米市	○交付金等を活用して市町村の消費者行政の充実・強化を進めているが、市町村によって進捗・熟度に差がある。最近になり、相談員を配置した市や啓発事業に着手した町村では、今後、啓発講座の実施に発展させていく必要があることや、消費者安全法の改正を踏まえた福祉部門等との連携による高齢者等の見守り活動など、新たな課題への対応が求められている。しかしながら、事業開始期限が平成29年度まででは対応が困難である。また、消費者安全法の改正を踏まえた見守りなど、新たな課題への対応が必要であるが、交付金の活用期間には制限があることから、活用期間終了後、対応できなくなるおそれがある。 ○本県の市町村消費生活相談員配置率は、27年4月現在で25.4%、全国45位と震災の影響もあり他県に比べ大分遅れている状況である。 現在各市町村を訪問し、広域連携も含め配置を働きかけているところであるが、市町村においては将来の財源不安もあり、難航していることから、28年度までに配置を進めるのは非常に困難である。 ○本県では、平成26年10月に県内すべての市町村において、週4日以上相談窓口の開設が実現し、一定量の相談に対応する体制が整ったものの、相談員配置が1名で、相談件数が少なく相談員のノウハウが蓄積しにくいといった相談体制が脆弱な市町村もある。 そのため、相談員の複数配置や市町村の境界を越えた広域連携の実施など、質的な充実が求められる。しかしながら、交付金の活用期間終了後は、相談員の人件費等を自主財源で賄うこととなるため、継続的な相談体制の整備に慎重になっている市町村がある。 ○本市においても、地方消費者行政活性化基金および地方消費者行政推進交付金を活用し、相談受付時間の延長などのサービス向上のほか、相談員・嘱託員を増員し、国の要請に応じて相談員の処遇改善にも積極的に取り組むなど、消費者行政の充実・強化を図ってきた。 しかし交付金活用期間終了後において、昨今の自治体の厳しい財政状況下にあつては自主財源の確保が困難な状況も想定されることから、相談窓口の業務の後退などが強く懸念される。 また、平成28年4月1日の消費者安全法の施行により、国及び地方公共団体は高齢者等を支えるための地域ネットワークの構築が努力義務とされた。今後、地域ネットワークの構築をすすめるれば、必然的に消費生活相談件数の大幅な増加が見込まれ、消費生活総合センターの機能強化が拡大的、継続的に必要である。このことから、財源確保は最重要課題である。 なお、本市のセンターで受け付けた相談内容は全国データベースであるPIO-NET(パイオネット)に入力し、その情報は国の省庁でも参照され、法改正や各種施策に活用されているが、自治体の消費生活相談員が、多大な努力をかけて情報を入力していることも踏まえ、財源措置の継続が必要と考えられる。 ○相談窓口専門相談員が配置されていない自治体は平成28年3月末現在で17町村(全体の48.6%)ある。交付金対象事業のうち、特に相談体制整備事業(相談員の配置)については、配置に係る経費を継続的に相当額を確保する必要がある事業である。このため、自治体の厳しい財政事情の中で、財政当局等の理解を得ることが難しく、交付金を活用した相談員配置が進まない理由として、「活用期間終了後の財源確保が困難であるため」という課題をあげた自治体も多い。 また、一部の自治体では、相談員を配置すべく相談員の募集をかけても応募がないということもあり、平成29年度末までの配置は困難と思われる。